いきいき健康 吉野町保健センターです!

問い合わせ・申込…保健センター(長寿福祉課) NTT・・・TEL(32)0521、IP・・・TEL(39)9079

場所の記入がない事業は保健センター(健やか一番館4階)にて行います。交付・申請窓口は3階です。詳細は、広報4月号と同時配付した「令和5年度健康づくりカレンダー」をご覧ください。カレンダーは令和6年**3月末まで保管**してください。

新型コロナワクチン接種に ついて

接種を希望するすべての方を対象に、オミクロン株 (XBB.1.5)ワクチンの接種を実施しています。

特例臨時接種は令和6年3月31日までです。

令和5年秋開始接種(追加接種)

▶対象 初回接種を終了した生後6か月以上の方

12歳以上で対象となる方には接種券(水色) を送付しています。(11歳以下で接種を希望 する方はご連絡ください。)

※接種は、令和5年9月20日から令和6年3月31日まで に1回

初回接種

- ▶対象 初回接種がまだの方
- ※「初回接種」は、初めて受ける場合、合計2回を1セット として接種します。6ヶ月から4歳の方はワクチンの種 類によって合計3回とする場合があります。
- ※接種券は既に送付してあるものをお使いください。 接種券の発行、接種方法などは保健センターへご相 談ください。



高齢者インフルエンザ予防接種



助成期限

1月31日(水)

健康相談(予約制)

健診結果の説明や、日常生活の振り返りなど健康に関する個別相談です。管理栄養士や保健師が健康に関する個々の相談に応じます。

実 施 日	実施場所	実施時間	持 ち 物
1月22日 (月)	保健 センター	13:30~ 15:00	・特定健診結果 ・筆記用具 ・眼鏡など

健康づくり・介護予防サポーター (いきいきクラブ)活動のご案内

食事のことやフレイル、脳トレなど健康づくりの気になっていることについて1~2か月に1回勉強会をしています。

テーマはその時に集まっている人で決めるので、あな たの興味のあることもテーマにできます!

日時や場所は保健 センターまでお問 い合わせください。



令和5年度 特定健診はもうお済みですか?

40歳~74歳までの国民健康保険に加入している方が 今年度中に特定健診を受診できる期間は、令和6年3 月までです。

各自で医療機関に事前予約のうえ、受診券と質問票、

保険証をお持ちになり受診してください。

閰町民税務課 国保担当

NTT...Tel(32)3081

IP直通…Tel(39)9063

介護保険料とサービス利用料の一部などが税金の対象から控除されます

介護保険料とサービス利用料の一部などが、所得税の確定申告、町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

社会保険料控除(介護保険料)

前年中に納付した介護保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。申告の際には次の書類で確認してください。



- ①特別徴収者(年金天引きの方)
 - ・・・年金保険者発行の「源泉徴収票」
- ②普通徴収者(納付書、口座振替で納付の方)
 - ・・・・吉野町発行の「納付済証明書|

(②については1月中旬頃、長寿福祉課から送付)

医療費控除(サービス利用料)

居宅サービス・・・自己負担額(1割、2割または3割負担分)が対象

【医療系サービス】

- ⇒支給限度額を超えて利用した費用も対象
- ·(介護予防) 訪問看護
- ·(介護予防) 居宅療養管理指導
- ・(介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・(介護予防) 通所リハビリテーション
- ·(介護予防) 短期入所療養介護

【福祉系サービス】

⇒支給限度額を超えて利用した費用は対象外

- ※居宅サービス計画に医療系の居宅サービスが含まれていることが必要です。
- ・訪問介護(生活援助中心型を除く)
- ·(介護予防) 訪問入浴介護·通所介護
- ·(介護予防) 短期入所生活介護·夜間対応型訪問介護
- ·(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ·(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心型を除く)
- ・地域支援事業の通所型サービス

施設サービス

【医療系サービス】

- ⇒自己負担額(1割、2割または3割負担分および食費・ 居住費)が対象
- ·介護老人保健施設
- •介護医療院
- ·介護療養型医療施設

【福祉系サービス】

- ⇒自己負担額(1割、2割または3割負担分および食費・ 居住費)の½が対象
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- •地域密着型介護老人福祉施設



- ※生活援助中心の訪問介護や福祉用具の貸与・ 購入、住宅改修費等は対象となりません。
- ※領収書に「医療費控除の対象となる金額」が 記入されていることが必要です。

介護保険料 納め忘れていませんか?

介護保険はみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営されています。

65歳以上の方の介護保険料の徴収方法としては、支給される年金からすぐに特別徴収(年金天引き)されることなく、半年間程度は普通徴収(納付書による納付)をお願いすることになっています。この間、年金天引きされているものと思い、未納になっている方がおられます。

また、特別徴収に移行後も年金から天引きできない方、 年金天引きでも差額分や調整分を個別にお支払いいた だく方には納付書を送付しています。

介護保険料を納めないままでいると、地方税法に定められる滞納処分(督促、財産調査、差押え等)の他に、介護サービスを受ける際、給付制限がとられます。このようなことになる前に、納め忘れにご注意ください。滞納のある方は下記までご相談ください。

介護保険についてのお問い合わせ⇒長寿福祉課 介護保険担当 NTT…IL(32)8856 I P直通…IL(39)9078

救急隊がかけつけた時に役立つ 救急医療情報キットをお持ちですか?

このキットの対象者・・・高齢者や障がいのある方等

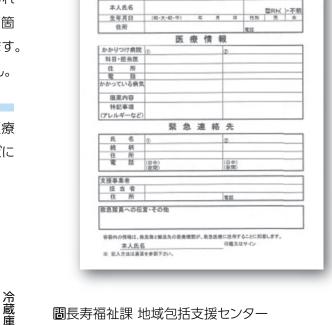
持っている方

医療情報(病院や病名など)や緊急連絡先に変更があれ ば、既にお手元にある用紙を修正してください。変更箇 所が多い場合は新しい用紙を長寿福祉課でお渡しします。 ※内容を変更した旨の役場への連絡は必要ありません。

持っていない方

長寿福祉課で配布している用紙(右図)に、ご自身の医療 情報や緊急連絡先をご記入いただき、冷蔵庫の扉などに 貼り付けてください。

※救急活動によっては、この記録 用紙を活用しない場合がありま す。また、記録用紙に記載された 救急隊員への伝言が、必ずしも 実行されるとは限らないことを ご了承ください。



救急情報

中成 年 月 日本成 中点 年 月 日本家

間長寿福祉課 地域包括支援センター Tel(32)8856 IP(39)9078

みんなで防ごう!早期発見しよう! 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待

虐待(疑い)を発見した場合、役場や地域包括支援センター、警察へ通報・相談する 義務があります。



「おかしい」と感じたら まずは相談を!

身体的虐待

救急情報

つねる・殴る・無理矢理食事を口に入れる・火傷や打撲をさせる等

心理的虐待

怒鳴る・悪口を言う・無視する・人前で恥をかかせる等

経済的虐待

必要な金銭を渡さない・必要なサービスを利用させない 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する

性的虐待

懲罰的に身体を裸にして放置する・性器への接触等

放置・放任 (ネグレクト) 食事や水分を与えない・おむつの交換をしない 暖房等の適切な環境をつくらない等

あなたの気づきが、子どもや高齢者、障がい者、その家 族を守ることにつながります。「おかしいな。虐待ではな いかな。」と感じることがあれば、すぐに相談してくださ い。相談者の秘密は厳守します。

相談の結果、虐待ではなかったとしても、相談者が罪に 問われることはありません。まずは相談してください。

相談•通報先 長寿福祉課 NTT…ta (32)8856、IP直通…ta (39)9078



水道管凍結にご注意ください



朝晩の気温が急激に下がると、水道管や蛇口、給水 器等が凍結し、破裂や漏水を引き起こすことがあり ます。

冷え込みが予想される日の夜間には、水道の蛇口か ら1分間に牛乳ビン1本程度の水を流しておく・屋外 の水道管の保温を心がける・湯沸かし器や給湯器の 水抜きをするなどを行い、凍結しないように注意して ください。

なお、水道の蛇□から水を流しておく場合は、お風 呂の浴槽などに溜めるようにして、有効活用してく ださい。

閻暮らし環境整備課(飯貝庁舎)

NTT… [(32)8175 | IP直通… [(32)8844

漏水の確認方法

メーターの蓋を開け ると、銀色に光るパ イロットメーターが あります。このメー ターは、少量の水の 流れでも反応しま



す。ご家庭内の全ての蛇口を閉めた状態で、少しでも メーターが回っていると、漏水の可能性があります。

※漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、ご家 庭での水道料金の負担も大きくなります。わずかな 漏水でもそのままにしておかず、すぐに吉野町指定 給水装置工事事業者へ依頼し、修繕するようにして ください。

吉野広域行政組合 からのお知らせ



新年あいさつ

新年あけましておめでとうございます。地域の皆様にお かれましては新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し 上げます。本年が実り多き素晴らしい一年となりますよ う心よりお祈り申し上げます。

- ◆お問い合わせ 吉野広域行政組合 Tal(39)9245 特養さくら苑 1年(32)8950
- ※現在、さくら苑では面会規制を行っています。 面会希望の方は事前にご連絡ください。



中学2年生がさくら苑で職場体験

昨年の11月に吉野さくら学園の中学生2名が職場体験 に来てくださいました。3日間、デイサービスの職場を体 験していただきましたが、自ら考えたレクリエーションを 披露するなど頑張ってくださり、利用者様からはよく気 が付く二人だと大変喜んでおられました。今後この経験 が二人にとって貴重なものになりましたら幸いです。